

令和6年度 第1回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月17日(金)午後2時～午後3時30分

2. 開催場所 市庁舎分室 サンロード6階大会議室

3. 出席者

【委員】

習志野法曹会 高田 雄佑

千葉人権擁護委員協議会習志野支部会 後藤 京子

東邦大学 朝倉 暁生

習志野市小中学校長会 渡邊 邦彦

習志野商工会議所 西田 文恵

習志野市建設協力会 杉山 雅崇

習志野市連合町会連絡協議会 堀田 健治

男女共同参画推進団体(勇気づけ育児の会) 緒川 由里子

公募委員 土肥 洋子

公募委員 佐藤 佐知子

【事務局】

協働経済部 部長 根本 勇一

協働経済部 次長 小倉 一美

多様性社会推進課 課長 安達 幸希

係長 篠宮 ちさ

主任主事 川野 晃史

主事 吉沢 祥子

主事補 中南 里美

4. 議題

1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和5年度事業の取り組み状況について

2) 事業評価の実施方法について

3) 男女共同参画基本計画事業評価部会の委員の指名について

4) 習志野市第4次男女共同参画基本計画の策定について

5. 会議資料

事前配布資料1 第3次男女共同参画基本計画の令和5年度事業の取り組み状況について

事前配布資料2 第3次男女共同参画基本計画 令和5年度事業評価シート

事前配布資料3 第3次男女共同参画基本計画 管理指標一覧(令和2～5年度)

事前配布資料4 習志野市男女共同参画計画事業評価部会設置要領

事前配布資料5 第4次男女共同参画基本計画の策定について(概要)

事前配布資料6-1 男女共同参画に関する市民意識調査(案)

事前配布資料6-2 男女共同参画に関する事業所意識調査(案)

事前配布資料6-3 ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査(案)

6. 議事内容

1) 会長の選出

指名推薦により朝倉委員を選出。

2) 副会長の選出

会長一任により緒川委員を選出。

3) 会議の公開

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度諮ることについて、了承を得る。なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

4) 会議録の作成等

会議録の作成等について諮る。会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開することについて諮り、了承を得る。

5) 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、会長から指名することについて諮り、了承を得る。朝倉会長から会議録署名委員として、高田委員、西田委員を指名。

6) 諮問

市長から朝倉会長へ諮問書を手交し、挨拶。その後、市長、部長退席。

7) 審議

(1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和5年度事業の取り組み状況について

○多様性社会推進課 安達課長 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和5年度事業の取り組みについて、事前配布資料1、第3次男女共同参画基本計画は、将来像を「誰もが個人として尊重され、その人らしく活躍できる社会の実現をめざして」とし、計画期間を令和2年度から令和7年度の6年間、全116事業、延べ146事業で構成されている。

事前配布資料1は令和5年度の取り組みにかかる各事業担当課の自己評価の概要となり、全116事業の評価の一覧が事前配布資料2となる。1. 各事業担当課による評価結果は計画の5つの基本目標のいずれかに基づいて実施された116事業を担当する26課の取り組みが基本目標に対しどれだけ貢献できたかを自己評価している。評価は「S 大いに貢献できた」から「D 事業を実施できなかった」の5段階評価としている。

(1) 基本目標別事業の貢献度は、「Ⅰ 人権が尊重される社会づくり」52事業67件、「S 大いに貢献できた」14件20. 9%、「A 貢献できた」47件70. 1%である。

「Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり」12事業19件、「S 大いに貢献できた」0件、「A 貢献できた」15件78. 9%である。

「Ⅲ 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり」28事業34件、「S 大いに貢献できた」4件11. 8%、「A 貢献できた」27件79. 4%である。

「Ⅳ 心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり」16事業18件、「S 大いに貢献できた」2件11. 1%、「A 貢献できた」16件88. 9%である。

「Ⅴ 将来像の実現に向けた推進体制づくり」8事業8件、「S 大いに貢献できた」3件37. 5%、「A 貢献で

きた」4件50.0%となる。

第3次計画の令和5年度評価として、「S 大いに貢献できた」23件15.8%、「A 貢献できた」109件74.7%、「B あまり貢献できなかった」6件4.1%、「C 貢献できなかった」5件3.4%、「D 事業を実施できなかった」3件2.1%である。

参考として、令和3年度、4年度の貢献度を掲載している。令和5年度は前年度までと比較して、SやAの割合が増加、Dの割合が減少している。その要因としては、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴って、各課が講座・イベントを再開していること、また他課・関係機関と連携し、制度等の周知を図ることに努めたことが挙げられる。

基本目標別のSとAの割合は、事業数にばらつきはあるが、基本目標ⅠからⅤのすべてにおいてS及びAの割合は70%を超えており、平均は90.4%という結果だった。

(2)重点施策別の貢献度について、第3次計画の延べ146件の中には、特に力を入れて取り組むものとして、6つの重点施策があり、その重点施策に基づく33事業、延べ45件を設定している。

「DV被害者が安心して相談できる体制の整備」8事業10件について、「S 大いに貢献できた」2件、「A 貢献できた」8件である。

「市政における女性の参画の推進」4事業5件について、「A 貢献できた」3件、「B あまり貢献できなかった」2件である。

「事業所等における多様性(ダイバーシティ)の促進」3事業9件について、「A 貢献できた」7件、「C 貢献できなかった」1件、「D 事業を実施できなかった」1件である。

「防災における男女共同参画の促進」2事業2件について、2件とも「A 貢献できた」である。

「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」3事業5件について、「S 大いに貢献できた」1件、「A 貢献できた」3件、「C 貢献できなかった」1件である。

「家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援」13事業14件について、14件すべての評価が「A 貢献できた」となっている。

重点施策のうち、S及びAの割合は、事業数にばらつきはあるが、S及びAの割合は70%を超えており、平均88.9%となっている。(3)貢献度がC・Dの事業について、「C 貢献できなかった」事業は延べ146件中5件である。

基本目標Ⅰでは、事業コード36-2「デートDVに関する啓発」で、各学校で実施する講演の中で一部触れることはできているが、他の内容もあるため、深く掘り下げることが難しいとのことだった。

基本目標Ⅱでは、事業コード57-6「各種表彰・認定・登録・認証制度の周知」で、この事業は5つの課で取り組んでおり「習志野市子育て支援先端企業認証制度」については、市ホームページなどで周知を図っているものの、新規登録申請がなかったことから「C 貢献できなかった」との評価だった。

基本目標Ⅲでは2件、事業コード66「農業従事者における家族経営協定締結の推進」は新規締結がなかったとのこと、事業コード75「仕事と子育ての両立に関する制度の周知」は、基本目標Ⅱで説明した事業コード57-6の再掲となっている。

基本目標Ⅴでは、事業コード115「庁内プロジェクト等の強化」で、多様な課題に対して、迅速かつ具体的に連携を図るため、令和5年度において次長職で構成する「習志野市男女共同参画施策庁内推進会議」で、研究会の設置及び開催がなかったため、「C 貢献できなかった」の評価だった。

「D 事業を実施できなかった」事業は延べ146件中3件で、基本目標Ⅰでは2件、事業コード10「男女共

同参画に関する意識調査の実施」は、令和5年度は実施していないが、第4次計画策定のための意識調査を令和6年度に取り組む。事業コード31-1「働く場におけるハラスメントの防止に向けた啓発」は、商工会議所への働きかけを行うことができず、実施できなかった。基本目標Ⅱでは、事業コード58「女性活躍、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所に対する入札制度における優遇」で、令和5年度における市の事業の受注に関して、男女共同参画に取り組む事業所にインセンティブを付与する総合落札方式での入札がなかったとのことであった。

2. 管理指標に関する評価について、(1)管理指標の達成状況では、これまでの5段階評価と異なり、目標数値の令和5年度における達成状況となる。令和5年度の実績は延べ30件のうち、「目標数値達成」25件83%、「目標数値未達成」3件10%、「実績なし」2件7%である。

(2)「目標数値未達成」及び「実績なし」の事業について、「目標数値未達成」3件のうち、事業コード1「男女共同参画社会づくり情報紙の発行回数」は、発行回数を年3回から年2回に少なくなっているものの、配布対象範囲を小学校、幼稚園、保育所、こども園の保護者、公共機関等に加えて、中学校の保護者に配布することで、さらに広い範囲の周知と意識啓発に努めた。事業コード66「農業従事者における家族経営肯定締結数」については基本目標Ⅲで説明したとおりである。事業コード80「保育所所庭開放日数」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考え、施設ごとに徐々に開放日数を増やしているとのことだった。また、「大久保第二保育所以外」の記載については、当該保育所の私立化に向けた保育体制のため、所庭開放は実施しなかった。

「実績なし」2件については、事業コード10「市民、事業所および市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施回数」で理由については、基本目標Ⅰで説明したとおりである。事業コード73「市民に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発などの回数」は実績がなかったものの、令和6年度に実施するワーク・ライフ・バランスの推進をテーマとした講演会に向けた準備を行った。

なお、管理指標対象の全事業は、事前配布資料3に記載している。

今後の進め方について、令和5年度の取り組みを事業評価部会にて審議いただき、第2回審議会でその結果報告をもとに、答申をまとめていただきたいと考えている。

○後藤委員 事業コード57-6及び事業コード75について、新規登録申請がないということで令和2年度から「C 貢献できなかった」が続いている。現在の登録件数と、新規登録の必要性について伺いたい。

○多様性社会推進課 安達課長 子育て支援先端企業認証制度については、市独自の取り組みであり、登録件数は、現在2件である。企業の詳細については市ホームページに掲載されている。

○後藤委員 この2件について、令和2年度以前の登録かと思うが、新規に増やすために、具体的な働きかけを行ったのか伺いたい。

○多様性社会推進課 安達課長 現在、どの程度働きかけを行っているのか、詳しく確認はしていないが、商工会議所や企業に周知を行っていることを確認している。しかしながら、認証の条件は企業にとっては厳しく、手を挙げられないことを聞いている。

○後藤委員 千葉県の「“社員いきいき！元気な会社”宣言」という制度もあるとのことから、今後の課題としていければいいと思う。

○堀田委員 事業評価を確認すると「S 大いに貢献できた」「A 貢献できた」の割合が多いかと思うが、こうした結果となることは予想されていたのか。

○多様性社会推進課 安達課長 数値的な予測はないが、現計画の策定時に、各課から事業が挙げった

ということは、男女共同参画基本計画のもとにその事業をやっていくという各課からの意思表示だと認識している。事務局としても、計画に掲載された事業は、余程の理由がない限り実行していただきたいと考えている。その点については、高い実行率であるだろうという予想のもと集計を行った。

○西田委員 事業コード31-1「働く場におけるハラスメント防止に向けた啓発」について、商工会議所との連携ができなかったとあるが、市と商工会議所のどちらかに落ち度があったのか、それともスケジュールの都合で調整できなかったのか、理由を確認したい。

○多様性社会推進課 安達課長 当該事業は、多様性社会推進課の事業となっているが、昨年度ハラスメント防止に関する取り組みができなかったのは、市が働きかけを積極的に行わなかったことが要因である。しかしながら、昨年度は商工会議所とは、再就職に向けた女性のための再チャレンジ支援講座の開催にあたり、講師選定などの連携を図った。当課としても、ハラスメント防止に向けた啓発ができなかったということで、今年度の早い段階で商工会議所と協議し、なにかしらの形で実行していきたいと考えている。

8) 協議

(1) 事業評価の実施方法について

○多様性社会推進課 安達課長 事業評価の実施にあたって、例年、対話による評価を行っている。事業評価による対話とは、各事業担当課の取り組みを直接聞き、問題意識を共有するとともに、より良い取り組みを一緒に考え、作っていくための意見交換を行う場となっている。

事前配布資料4、習志野市男女共同参画基本計画事業評価部会設置要領第1条において、審議会は基本計画の進捗状況の評価に関し、事業評価部会の設置を規定し、第3条において事業評価部会は評価を行うために、関係者、つまり各事業担当課職員の出席を求め、その説明もしくは意見を聞き、必要な書類の提出を求めることができるとされている。これを「対話による評価」としている。

各事業担当課職員との意見交換を通じ、目標達成のために必要な取り組みなど、今後の方向性について意見をいただく。その内容を第2回審議会の場で報告いただき、その内容を踏まえたうえで答申をいただきたいと考えている。

事業評価部会で取り上げるテーマは、これまで基本計画に掲げる6つの重点施策から1つずつ取り上げ、対話を実施してきた。昨年度をもって、6つの重点施策すべてを取り扱ったことから今年度の対話を行うテーマについて、審議会委員の皆様から意見をいただきたい。事務局として、これまで担当課長職で実施してきた対話を、次長職で構成される庁内推進会議において、対話を実施し、令和5年度における現状と今後の計画策定にあたっての各部各課の考え方について対話を実施したいと考えている。事務局案も踏まえ、審議会委員の率直な意見を伺えればと思う。

○朝倉会長 初めて委嘱された審議会委員もいるため、若干補足すると、先ほど各事業担当課の評価について説明があった。これも事業評価の1つとなる。これに加え、本審議会では例年、重点施策に関して、関係する所管課の職員を集め、どのような取り組みがなされていて、何が課題であり、さらに進めていくためにどうしたらいいのかなどの聞き取りを行い、その施策の充実あるいは発展を図ることを目的に対話を実施してきた。この重点施策の対話のテーマが一巡したことから、今年度は、次期計画の策定を視野に入れて、男女共同参画あるいは計画のあり方について、各部次長職の職員が集まる庁内推進会議の場で、対話を行うというのが事務局案となる。事務局案として進めることについて、意見等があれば伺う。

○全委員 異議なし。

○朝倉会長 事業評価の実施方法については、事務局案のとおりとする。

(2)男女共同参画基本計画事業評価部会の委員について

○多様性社会推進課 安達課長 習志野市男女共同参画基本計画評価部会設置要領第2条で、「事業評価部会の委員は7名以内の委員で組織し、審議会委員から会長が指名する」とされている。審議会委員においては、令和6年度、7年度の2年の任期において、いずれかの年度で事業評価部会員をお引き受けいただきたいと考えている。当該要領及び習志野市男女共同参画推進条例施行規則に基づき、会長からの指名をお願いしたい。

○朝倉会長 説明のとおり、2年任期中で、1年目と2年目で交代して事業評価部会に関わっていただきたい。男女共同参画推進条例施行規則第6条第2項に基づき、渡邊委員、五関委員、西田委員、堀田委員、緒川委員、土肥委員を指名する。

(3)習志野市第4次男女共同参画基本計画の策定について

○多様性社会推進課 安達課長 本市では平成16年に習志野市男女共同参画推進条例を施行し、本条例第10条において「市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に基本計画の策定をする」となっている。男女共同参画基本計画は、現行の第3次計画が令和8年3月末日をもって終了することから、令和8年度を始期とする新たな計画を策定する。

事前配布資料5、第4次男女共同参画基本計画の考え方については、本市の上位計画でもある基本構想・基本計画をもとに「男女共同参画基本法」「女性活躍推進法」「DV防止法」に基づく市町村計画等を包含した男女共同参画基本計画としたいと考えている。その他、令和6年1月1日に施行した「千葉県多様性尊重条例」、令和5年6月23日に施行した「LGBT理解増進法」、令和6年4月1日に施行した「困難女性法」など、国・県などの動向についても注視していきたい。

第4次計画の策定は、令和6年度及び令和7年度の2年をかけて行う。1年目である令和6年度は、主に男女共同参画における現状や課題を分析し、施策の方向性を見いだすために、市民や事業所、市職員への意識調査やアンケートを実施し、「素案」の作成に向けて協議する。

本日の審議会においては、計画の「将来像」及び「意識調査」に対するご意見を頂戴したいと考えている。審議会からの意見をもとに、市の次長職で構成される男女共同参画庁内推進会議において、計画体系(案)を検討していく。この審議会及び庁内推進会議の意見を踏まえ、7月から8月に実施する意識調査の結果をもとに本市が抱える課題を整理し、「基本目標」「施策の方向」など計画体系(案)を作成する。

9月に開催予定の第2回審議会において、計画体系(案)に対して意見をいただき、11月の庁内推進会議にて計画体系及び施策の方向に基づいて、取り組む事業内容の整理を行い、骨子(案)を作成する。

令和7年3月開催予定の第3回審議会で計画の骨子(案)について協議いただき、令和7年度以降、計画策定に向けて土台となる素案を作成していきたい。

令和7年度は審議会を4回開催する予定であり、計画の素案に対するご意見を頂戴したいと考えている。また、計画策定は第3次計画策定と同様に、専門業者に委託し、連携・調整を図りながら効率的に策定作業を行っていく。

「将来像」については、次期計画案として「様々な違いを理解し、認め合い、個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍できる社会の実現をめざして」を一例として挙げた。すでに本市では第3次計画から多様性に触れ、県においても多様性尊重条例が施行されており、多様性が尊重される内容としたいと考え

ている。こちらは、あくまでも例のため、審議会委員からのご意見を頂戴したい。

続いて、「意識調査」は3種類の意識調査の設問案を提示している。事前配布資料6-1「市民意識調査」では、男女共同参画の認知度や家庭・職場、教育現場などにおける男女の地位、また共働き世帯の夫婦の働き方や家事分担、日常に感じていることなどを設問内容としている。

事前配布資料6-2及び6-3の事業所に対する調査は、市内事業所を対象に男女の労働者間の格差解消のための取り組みやハラスメント防止のための取り組みなどを調査するほか、超過勤務時間や家庭で過ごす時間、人材活用の考え方などの現状把握や取り組みを設問内容としている。変更点として、法改正や法令等に基づく制度の新設、組織改編、社会情勢などを鑑みた文言の整理となっている。

なお、事前配布資料6-3に記載した問17「多様な人材の雇用に向けて、取り組まれていることはありますか」という設問は今回の調査で新たに設けたものである。前回の調査では「女性や高齢者の人材活用は進みつつあるが、外国籍や障がいのある人の雇用は進みにくい状況である」との結果が出ており、多様な人材を活用するには職場環境の整備や従業員の理解促進といった取り組みが必要となるが、将来的には労働力の確保と多様な人材がもたらす多様な価値観が企業経営への貢献につながるなど、その有効性について周知していくことがワーク・ライフ・バランスにつながっていくと考え、新規に加えた。

○朝倉会長 事前配布資料5の考え方及びスケジュールは確定しているものだと思うが、「将来像」及び「意識調査」については意見を求めているとのことだった。この意見については、どのタイミングまで意見を述べるのが可能なのか。意識調査については、7月から8月にかけて実施することから、次回の審議会の場では意見を述べるのができないため、今回の会議の場でのみ意見することができるということなのか。

○多様性社会推進課 安達課長 将来像については、計画の素案が策定されるまで協議をするものだと考えるため、本日の会議の場だけでなく、今後継続していく。意識調査については、今月末まで承る。

○朝倉会長 それでは審議会委員は、将来像については、引き続き検討することとし、意識調査に対して、この後の協議の場で意見を述べていただくほかにあれば、今月末までに事務局までに連絡をお願いしたい。

○後藤委員 アンケート方法について、郵送またはオンラインとあるが、若い世代はオンラインの方が取り組みやすいと考える。オンラインの方法について伺いたい。

○多様性社会推進課 安達課長 意識調査は専門事業者に委託し、協議を進めている。オンラインについては、回答フォームの構築など予算に関わることもあり、現在協議中である。普通郵便によるアンケートは必ず実施する。オンラインについては、協議中であることをご理解いただきたい。

○後藤委員 設問数もかなり多く、果たして若い世代が回答してくれるのか疑問がある。オンラインであれば、通学途中など取り組みやすいと思った。

○朝倉会長 2点確認したい。事前配布資料6-3にて、多様な人材の雇用に向けた設問を設けたとのことだったが、無意識の思い込み、アンコンシャスバイアスということで、アンケートの流れからすると、ある意味バイアスがかかってしまうと思う。多様な人材の雇用というものが、その前の設問で記載されている外国籍、女性、障がい者、高齢者の雇用だと思われるのではないかと。その点については工夫が必要だと考える。

もう1点は、アンケート自体が男女共同参画に関する意識調査ということで、仕方がないと思うが、今後の計画策定にあたって、習志野市の様々な施策の中で、男女共同参画が他の施策と比べて、どれくらい重要だと考えているのか確認する設問があったほうがいいと思う。男女共同参画を進める、あるいは多様性社会の促進ということに関心のある人とそうでない人とでの違いについて、クロス分析ができる可能性もある

と考える。その点が、次期計画の策定に活かされるのではないかと感じている。

○多様性社会推進課 安達課長 1点目の設問については、会長の意見のとおりだと考える。文言等の工夫を検討したい。

2点目の男女共同参画の重要性に関する設問については、上位計画である基本構想・基本計画の策定にあたり実施する市民意識調査の中で、どのような施策が必要かを問う内容が含まれており、そこに男女共同参画に関する施策についても設けられていることを確認している。また、事務局としては、多様性社会の推進に関する項目を設けることについて、担当課と調整していきたいと考えている。また、当課が行うアンケート調査においても設問として盛り込めることが可能か検討する。

○緒川副会長 意識調査を実施するにあたり、無作為抽出により選出となっている、回答率はどの程度なのか。

○多様性社会推進課 安達課長 前回の市民意識調査では、33.3%となっている。

○緒川副会長 若い世代は関心がないと考える。そうすると、郵送代など費用が大きくなってきて、オンラインであれば回答率があがると考える。

○多様性社会推進課 安達課長 委託事業者との打ち合わせにおいて、集計の電算化には、多くの経費が見込まれることを確認している。他課の実施方法を確認すると、礼状と合わせて、未回答の人へ回答を促す通知をする方法もある。回答率が高くなる仕組みについても考えていきたい。

○緒川副会長 アンケートを回答した人に対して、抽選でプレゼントを行うことなどは難しいのか。

○多様性社会推進課 安達課長 行政の実施する意識調査という性質上、実施にあたっては多くのハードルを越える必要があり、その方法ができるか否かは、この場で即答することができない。

○堀田委員 回答率が3割ということは、残りの7割の回答によっては、結果が変わってくるということについて今後の課題だと考える。3割の結果をもって、精度を上げていくところまで行く方法を検討する必要がある。

○朝倉会長 サンプルングがうまく設定されれば、少数回答であっても母集団の動向はわかる。選挙における出口調査などは統計的な手法を使って算出されているものであり、そうした工夫が必要だという意見だと考える。とても重要なご意見であり、自身の研究室で行政の意識調査を実施した際、外国籍や学生が多いアパートからの回答率はかなり低かった。だからこそ、市のイベントなどの場に出向き、ターゲットとなる層に対して、調査を働きかけていけたらいいのかなど考える。回収型の調査と積極的にアプローチする調査を組み合わせたい。また、少数であっても正確に母集団の状況がわかる手法についても検討いただきたい。

○佐藤委員 統計のことをやっているのを感じるのだが、配らないことには始まらない。会長の発言のとおり、現在は行政情報についてもオンラインで届く時代になっており、そこに組み込めたらいいのではないかと考える。意識調査を身近に感じてもらう工夫を考えていただきたい。

○高田委員 結局のところ、意識の高い人が回答することになり、当然、回答に偏りが出てくると思う。統計のことはわからないが、有効回答をもって結果としているのか、加重などの統計手法のようなものを実施するのか。

○多様性社会推進課 安達課長 関心のある人が回答するということは、そのとおりだと考える。そうしたことから、イベントや会議の場で調査を実施するなどの方法についても検討しなければならないのではと感じている。

○朝倉会長 無作為抽出の方法について、年齢や地域の居住人数など、実態に合わせて案分する方法も

考えられるが、完全に無作為で行っているのか。

○多様性社会推進課 安達課長 完全に無作為である。

○朝倉会長 方法を変更すると、調査分析が変わってきてしまうことも懸念されるが、今まで回答がなかった層に回答してもらえるような機会を設けて、これまでと比較した分析をすることで、より広い市民の意見がわかると考える。少しずつで結構なので、検討していただきたい。

9)その他

○多様性社会推進課 安達課長 6月29日に開催される男女共同参画週間事業講演会に関するチラシを配布している。今年度は習志野市制70周年を記念し、会場をプラッツ習志野、講師に菊地幸雄弁護士を招き開催する。審議会委員にもぜひ参加していただきたい。また、次回の審議会は9月中旬に開催を予定している。事業評価部会も含め、審議会委員の日程調整をさせていただく。

○朝倉会長 これをもって、令和6年度第1回習志野市男女共同参画審議会を閉会する。